

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 57

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.57

全北海道教職員組合

2019.2.14

道教委と「在校等時間の上限」に関する交渉①

「上限ガイドライン」を「指針」に格上げすることに伴い、道としても実効性を高める目的

●「在校等時間の上限」の方針について、道教委と交渉を実施

昨年12月の改定給特法成立に伴い、文科省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針として格上げしました。それに伴い、道教委は、27日開会の道議会において、給特法条例の一部を改定し、可決後に、道立学校については、指針を踏まえ1ヵ月と1年間の時間外在校等時間の上限を教育委員会規則に追記する予定で、4月1日から施行するとしています。

給特法条例や教育委員会規則に追記される内容は、基本的に、裏面にあるように文科省が示した例示に沿ったものになる見込みです。市町村立学校については、道の給特法条例改定をふまえ、市町村の教育委員会規則に1ヵ月と1年間の時間外在校等時間の上限が追記されます。

本日(2月14日)、道教組は道高教組とともに、道教委と「在校等時間の上限」に関する交渉を行いました。

●業務量の適切な管理等の措置の実効性を高めることを目的とする

道教委は、すでに「北海道アクションプラン」で「教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1ヵ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする」と、在校等時間の上限指針と同様の目標を掲げています。交渉の冒頭で、改めて時間外勤務の上限を条例・規則で定める目的について質しました。

【道教組・道高教組の質問】

昨年、道教委は、北海道アクションプランで道立学校の教員の勤務時間の上限について定めているが、今回、改めて、時間外勤務の上限を条例・規則で定める目的について伺う。

【道教委の回答】

国においては、学校における働き方改革を進めるため、昨年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、文部科学省が昨年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げすることに伴い、道においても、業務量の適切な管理等の措置の実効性を高めることを目的とするものであります。

「実効性を高める」との道教委の回答について、交渉では、「国が策定した『上限指針』等を機械的にあてはめるのではなく、道としても実効ある超勤解消策にとりくむものと受けとめる」と指摘しました。

「指針」の条例・規則等への反映について（例）

1. 県立学校、政令市立学校の場合

○ 条例（勤務時間条例、給特条例等）に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第●条の規定による勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○ 教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各都道府県・政令市において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。